

平成25年(行ウ)第10号 損害賠償等請求事件(住民訴訟) 外
原告 河濟盛正ら 外
被告 山口県知事

第13準備書面

2016(平成28)年4月1日

山口地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士	田川章次
同 訴訟代理人弁護士	内山新吾
同 訴訟代理人弁護士	小沢秀造
同 訴訟代理人弁護士	堀良一
同 訴訟代理人弁護士	永井光弘
同 訴訟代理人弁護士	浅野正富
同 訴訟代理人弁護士	嶋田久夫
同 訴訟代理人弁護士	丸山明子
同 訴訟代理人弁護士	仁比聰平
同 訴訟代理人弁護士	石口俊一
同 訴訟代理人弁護士	則武透
同 訴訟代理人弁護士	米倉大樹
同 訴訟代理人弁護士	内山傑史
同 訴訟代理人弁護士	平尾真吾



以下とおり，原告らの主張を補足する。

第1 損害額について

- 1 原告第12準備書面において，山本知事については，本件許可申請（平成24年10月6日）から辞職（平成26年1月14日）まで，村岡知事については，就任（平成26年2月25日）から訴訟提起（平成27年1月23日）までの間における港湾課の person 費・事務関連費を集計した。

集計の結果，山本知事は529万8039円，村岡知事は1億9668万1304円であった。

- 2 さらに，上記費用のうち，特に本件公有水面埋立業務にかかる支出であると強く推認される費用を特定し，集計した。具体的には，旅費のうち，用務先が中国電力や関連企業である場合（甲56-1ないし11），一般需要費のうち，住民監査請求，住民訴訟等に関連する書籍の購入費である場合（甲57）を集計した。詳細は，別表5，6記載のとおりである。

集計の結果，旅費に関し，山本知事は2万1795円，村岡知事は1万2990円。一般需要費に関し，村岡知事が1万5750円であった。

- 3 あくまで開示された文書の範囲内での集計であるが，各知事による判断留保期間中，本件公有水面埋立免許に係る事務に費やされた person 費及び事務関連費，すなわち各知事による阻止義務違反によって山口県が被った損害額は，10万円を下らないのは明らかである。

以上